

陳情第7号



陳情書

令和5年11月14日

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

陳情者 住所 霧島市隼人町

氏名 岩橋 恵子
1まか13名

「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書

「霧島市働く女性の家」（設立当時「国分市働く婦人の家」）は、雇用における男女平等を目指して制定された「男女雇用機会均等法」（1985年）に基づき、女性労働者が仕事も家庭も充実した生活を営むことができる環境をつくる意図をもって1987年に設立されました。「働く女性の家」の設置の目的が「女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るため」（「霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例」第1条）とされ、利用条件が「市内在住の勤労女性及び勤労者家庭女性・市内に勤務している勤労女性」となっているのはそのためと思われます。

しかしながら、今日、女性労働者に求められているのは、「仕事と家庭の充実」だけではなく、その後制定された「男女共同参画社会基本法」（1999年）に規定されているように、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」を創る一翼を多様な人々と協働で担うことです。こうした時代にあって、「働く女性の家」の果たす役割が、単に「働く女性の福祉の増進」に留まらず、幅広い市民による男女共同参画社会づくりの推進やそのための力量形成の場となる見直しが求められています。そのためには、利用条件も「勤労女性」だけではなく、多様な市民にまで広げることも大切です。

より具体的にいえば、今日「働く女性の家」に求められているのは、誰もが立ち寄りやすい交流の場、相談機能があり、有用な情報や学びの機会が得られ、一人ひとりが自分らしく生きていくために、孤立を防ぎ、人と人がつながり、安心して暮らしていくための社会支援があり、持続可能で豊かなまちづくりにつながる施設として活用される施設へと再編・整備されることです。そのためには、現在の設備を生かし充実させるとともに（調理実習室、相談室、研修室、情報コーナー、保育室、庭園など）、歩行に困難を抱える人を含む多様な市民が利用しやすい施設整備やICT設備の設置などが望まれます。さらに、管理運営のあり方（時間設定、飲食禁止、企画内容：働くことにつながる資格取得、無料設定、非バリアフリー）や、利用者の偏り（高齢女性偏重）などの問題も利用者から指摘されており、看過できません。

『第3次霧島市男女共同参画計画(2023-2027)』では、男女共同参画の視点にたった制度・慣行の見直しとともに、教育・学習の推進、生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、地域づくりなどが重点課題として位置づけられ、その実現が喫緊のものとして提示されています。こうした課題に対応するためにも、至急「霧島市働く女性の家」の見直しが必要であると考え、以下の事項を陳情します。

陳情内容

- ・「霧島市働く女性の家」が今日の時代的要請に合致したものになるように、「霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例」を至急見直すこと。
- ・見直しにあたっては、当該施設が、多様な市民による男女共同参画社会づくりの推進やそのための力量形成の場となる視点を持ったもの^にすると同時に、市民の意見が反映されるように市民参画の機会を保障すること。